

名古屋日本ポルトガル協会 会則

・名称

第1条 本会は「名古屋日本ポルトガル協会」と称する。

・目的、活動内容

第2条 本会は、日本とポルトガル及びポルトガル語文化圏(以下、ポルトガル語圏という)の文化および経済の交流を促進し、相互理解と親善の促進に寄与するとともに、会員相互の親睦を図る事を目的とする。

・会員の種類

第3条 本会の会員は、個人会員、法人会員、賛助会員とする。

・入会

第4条 本会の会員となる事を希望する者は、所定の申込様式により会長に申し込み、役員会の承認を得るものとする。

・退会

第5条 本会の会員は、次の場合退会したものとみなす。

- (1) 死亡
- (2) 会費を3年以上納入しない場合
- (3) 会長に退会を申請した場合
- (4) 除名

・除名

第6条 会員に本会の目的に反するような行為があった場合、または本会の名誉を棄損した場合は、総会の決議を経て除名する事が出来る。

・会費の不返済

第7条 既納の会費及び拠出金は、返済しないものとする。

・役員

第8条 本会に次の役員を置く。下記に記載のない役員は、役員会の決議を経て新たに設置する事が出来る。

- | | | |
|------------|---------------------|-------------|
| (1) 会長 1名 | 一ノ谷 清美(名城大学教授) | 2021年4月1日現在 |
| (2) 副会長 1名 | 小原 道雄(やまのて音楽祭実行委員長) | 同上 |
| (3) 理事 若干名 | 西村輝彦 | 同上 |
| (4) 監事 1名 | 松本 有可 | 同上 |

・役員を選任

第9条 役員は総会において、その都度定める適切な方法によって選出する。

・役員の仕事

第10条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表しこれを主宰する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に差し支えある場合にはその職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の運営、その他会務の主要事項に関して会長の諮問に応じる。
- (4) 監事は、本会の会計等を監査する。

・顧問

第11条 本会に顧問を若干名置く事が出来る。顧問は役員会の決議を経て会長が委嘱する。

・役員の仕事

第12条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

・役員会及び総会

第13条 会長は、必要により随時役員会を開催し、必要と認める事項について協議を行うものとする。総会は会計年度内に少なくとも1回開催し、前年度会計報告、役員選出、その他必要事項を協議する。

・本会の経費

第14条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

・会費

第15条 本会の個人会員、法人会員は、毎年会費を納めるものとする。各種会費の金額は、役員会において協議を行い定めるものとする。徴収された会費は、本会指定の銀行口座にて管理し、その口座と通帳は副会長、小原道雄によって管理される。

・会計年度

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

・会則の改正

第17条 本会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意により改正できるものとする。

・事務局

第18条 本会に事務局をおく。事務局は、会長の指揮を受け、本会の会計及び庶務を処理する。

・附則（2020年6月25日）

本会則は2021年最初に開催される総会において、承認の時から発効する。

本会則は2021年4月16日から発効する。(改正)